

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県営住宅直島団地	所在地	香川郡直島町4143番地12
設置目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与すること		
規模	鉄筋コンクリート造4階建 2,043.02㎡	設置年月日	平成14年9月30日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	直島町	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅及び共同施設の維持管理修繕・保守管理に関する業務 ・ 県営住宅の入居者の募集・入居・退去に関する業務 ・ 家賃の収納・算定・納入指導等に関する業務 ・ 各種申請書・届出等の受付及び相談に関する業務 ・ 入居者からの苦情処理等管理運営に関する業務 	県からの委託料	令和3年度 4,243千円 令和4年度 4,243千円 令和5年度 4,243千円 令和6年度 4,243千円 令和7年度 4,243千円
導入効果	①施設管理、法令等の遵守等 施設の維持修繕・保守管理が適切に履行されるとともに、建築基準法による定期点検についても適切に行われている。 ②サービス水準の維持・向上 入居率や家賃の徴収率はほぼ100%であり、良好な状態を維持している。 また、施設の管理運営状況についても、自治会長からの苦情はない。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続の方が、経済面で有利であると考えられる。 ②事業の実施内容 上記のとおり、管理協定に基づく適切な施設管理が実施され、また、入居者及び応募者に対して、適切にサービスを提供する運営がなされている。 ①及び②から、今後も引き続き指定管理制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	島嶼部にあるという立地条件から日常の管理に加え、災害時や緊急時の対応が必要であり、地元の地方公共団体が管理することにより、迅速かつ適正な管理業務の執行が確保できる。また、公営住宅の管理のノウハウを持ち、施設の近くに所在する町営住宅の管理を行っている直島町を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される。